

告 示

埼玉県告示第四百七十一号

測量計画機関である春日部市中央一丁目地区市街地再開発準備組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

春日部市中央一丁目地区市街地再開発準備組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量、現況測量）

三 作業地域

春日部市中央一丁目

四 作業期間

平成二十八年三月三十一日から平成二十八年六月三十日まで